

環自計発第 1504014 号
環自国発第 1504015 号
環自野発第 1504015 号
27 庁財第 13 号
平成 27 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会 殿

環境省自然環境局長

文化庁次長

地域自然資産区域における自然環境の保全及び
持続可能な利用の推進に関する法律の施行について

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号。以下「法」という。）が平成26年6月25日に公布された。その後、平成27年1月15日に公布された地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第7号）により、平成27年4月1日から法が施行されることとなった。

また、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則（平成27年文部科学省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則（平成27年環境省令第5号。以下「環境省関係施行規則」という。）がそれぞれ平成27年3月6日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

さらに、法第3条第1項に基づく地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針（平成27年文部科学省・環境省告示第1号。以下「基本方針」という。）が平成27年3月18日に公表されたところである。

貴職におかれても、法の効果的な施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも周知方お願いしたい。

記

第1 定義（法第2条関係）

1 地域自然環境保全等事業（法第2条第1項関係）

法における「地域自然環境保全等事業」とは、国立公園や名勝地等の自然環境を保全し、持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、その持続可能な利用を推進するために、都道府県又は市町村が実施する事業であって、当該事業を実施する区域に立ち入る者から収受する料金（以下「入域料」という。）が事業実施の経費に充てられるものである。

当該事業の内容や基本的な考え方等については基本方針第1を参照されたい。

2 自然環境トラスト活動（法第2条第2項関係）

（1）実施主体

法においては、自然環境トラスト活動を行う主体を、

- ①自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人若しくは特定非営利活動法人
- ②上記①に準ずる者として環境省令・文部科学省令で定めるもの
- ③都道府県又は市町村

としている（以下、①及び②をあわせて「一般社団法人等」という。）。

①について、「自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする」一般社団法人等とは、定款や会則等に自然環境の保全等に資する活動を行うことを目的としていることが読み取れる記述のある一般社団法人等とする（なお、以下の②「自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする法人」についても同じ。）。

②については、施行規則第2条において、「自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする法人」とした。この法人には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものも含むこととしているが、寄付金や土地の取得等を扱う観点から、当該団体に求める組織の体制についての留意事項を基本方針第2に示したので参照されたい。

③については、これまでナショナル・トラスト活動は、①及び②に掲げるような民間団体を中心に行われてきたが、「しれとこ100平方メートル運動」等行政中心の活動や、行政と民間団体が連携しながら行ってきた活動もあることから、都道府県及び市町村についても自然環境トラスト活動の実施主体として位置づけた。人口減少や適切に管理できなくなった土地の増加が進むなか、土地の寄付等の受け皿として、民間団体と行政が連携していくことが求められる。

（2）自然環境トラスト活動の内容

法においては「自然環境トラスト活動」を、

①自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とし、土地の取得等を行うもの。

②上記①のほか、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的とするものとして環境省令・文部科学省令で定めるものとしている。

このうち、②については、施行規則第3条第1号において、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として、土地についての地上権、地役権、賃借権その他の使用を目的とする権利を取得すること（以下「土地の使用を目的とする権利等」という。）を規定し、同条第2号において、取得した土地又はこれらの権利を取得した土地で行う土地の維持管理、調査研究、自然再生、環境教育、エコツーリズム等の活動を規定した。

自然環境トラスト活動とは、主には、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として土地の取得又は土地の使用を目的とする権利の取得であることとするが、それを前提として付随的に行われる活動も一体的に自然環境トラスト活動として含めることとしたものである。そのため、例えば、調査研究等を行うことを目的として土地の使用許可を受けることは自然環境トラスト活動に含まれない。さらに、自然環境トラスト活動として行う以上、レクリエーションや環境教育の場として活用するために、自然環境を損なうような過度の利用や施設整備を行わないように配慮することが必要である。

なお、法第2条第2項第1号の規定では、「土地」には「その土地の定着物を含む」とあるが、「土地の定着物」とは、自然環境トラスト活動の対象とする土地と一体となって、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進が図られることが望ましいものであり、観察舎や水車小屋等の施設や立木等を指す。

その他、自然環境トラスト活動の基本的な考え方等については、基本方針第2を参照されたい。

3 自然環境トラスト活動促進事業（法第2条第3項関係）

法における「自然環境トラスト活動促進事業」とは、地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とし、都道府県又は市町村が自然環境トラスト活動を促進する事業である。民間資金を活用し、地域の自発的な取組を促進し、地域の特色に応じたきめ細かな対応を行うことを求められることから、その主体を都道府県又は市町村としている。

その他、自然環境トラスト活動促進事業の基本的な考え方等については基本方針第2を参照されたい。

4 地域自然資産区域（法第2条第4項関係）

法における「地域自然資産区域」とは、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいう。

当該区域の基本的考え方については基本方針第3を参照されたい。

なお、法第2条第1項としては、例として国立公園や国定公園、名勝地等を挙げているが、同項に掲げる法律に基づき区域が定められている場所以外にあっても、法に基づく地域計画の対象区域とすることは可能である。その際、区域の広さについては、活動の内容

と目的に照らして適切な範囲を、地域の実情に合わせて主体的に定めることができる。また、同じ区域において地域自然環境保全等事業と自然環境トラスト活動の双方が実施されることも想定される。

第2 基本方針（法第3条関係）

基本方針は、法の適正かつ円滑な運用による民間資金を用いた地域の取組を推進するため、地域自然環境保全等事業並びに自然環境トラスト活動及び自然環境トラスト活動促進事業の基本的考え方、地域計画の内容等の基本的事項等を定めるものである。

第3 地域計画の作成等（法第4条関係）

都道府県又は市町村は、幅広い関係者の参画の下、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画（以下「地域計画」という。）を作成することができることとした。

地域計画の作成については、基本方針のほか、以下の1から7までの事項によるものとする。

1 地域計画の作成（法第4条第1項関係）

地域計画の作成は、都道府県又は市町村が、単独で又は共同して作成することができることとされているが、自然環境の質や利用上の一体性の確保や効果的な事業の実施の観点から、複数の都道府県又は市町村にまたがって事業を実施する場合には、可能な限りそれらが共同して地域計画を作成することが望まれる。

なお、地域計画は、他の法令に基づく各種計画との調和が保たれるよう調整を図る必要がある。各種計画とは、例えば、地域自然資産区域に森林が含まれる場合には、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）や国有林野管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）に基づく計画が挙げられる。また、法令に基づく計画のほか、地域の合意に基づいて策定される各種計画との調和が図られることが望ましい。このため、区域内の施設等の管理者、関係行政機関及び関係事業者の同意を得る等十分な調整を図る必要があり、当該地域に関連する行政事務を所掌する国の機関の地方支分部局や地方公共団体の担当部局と事前に調整を行うことが重要である。

なお、地域自然資産区域は人の立入りや区域内での事業の実施を伴うものであることから、利用者等の安全の確保についても十分検討するものとする。

2 地域計画の記載事項（法第4条第2項関係）

（1）地域自然環境保全等事業を実施する場合

① 地域自然環境保全等事業を実施する区域

地域自然環境保全等事業を実施する区域については、自然環境の質や利用上の一体性等を踏まえ、事業の内容と目的に応じて適切な範囲を設定し、また土地所有者等との調整が遺漏なく行われることを確認する必要があることから、地図や地番等によって範囲を明確にすることが望ましい。

② 地域自然環境保全等事業の内容

i 目的及び方針（事業の背景と目的、保全や利用を行う自然環境等）

地域自然環境保全等事業を実施する背景と目的について、地域の関係者（土地の所有者等、関係住民、関係事業者、関係行政機関等）や入域料を負担する利用者に対して明確に示す必要がある。また、適切な入域料の額を設定し、資金の使途についての透明性を確保する観点から、対象とする自然環境等について保全と利用に関する方針等をできる限り具体的に明示することが重要である。

なお、地域計画に記す入域料は、地域自然資産区域において行う自然環境の保全やその利用の推進のための活動、入域料の収受、協議会の開催等の経費として地域自然環境保全等事業の実施のために収受するものである。

ii 実施主体（地方公共団体、地方公共団体から委託された団体）

事業の実施主体は、地域計画を作成する地方公共団体のほかに、当該地方公共団体からの委託等によって他の主体が事業を実施することも考えられることから、できる限り具体的に実施主体や役割分担について定める必要がある。また、共同して地域計画を策定する場合には、それぞれの地方公共団体の役割分担や連携の方法について記載することが必要である。

なお、地域計画の実施に係る連絡調整を行う場として法第5条に規定されている協議会に関しても留意して記載されたい。

iii 事業の内容（事業内容、年次計画、配慮事項等）

事業の内容においては、実施主体が行う地域自然環境保全等事業の事業内容、実施場所、実施時期、実施方法等の事業に関する事項について可能な限り具体的に記述することとする。適切に入域料を徴収し、効果的に事業の実施に充てる観点から、年次計画についても明らかにする必要がある。

また、事業を実施するに当たっての自然環境保全上の配慮事項や土地所有者等の地域の関係者への配慮事項等も明らかにすることが重要である。

③ 入域料に関する事項

地域自然環境保全等事業の実施のための経費として、地域自然資産区域に立ち入る者から収受する料金について、以下の事項を記載する。

i 収受の制度（収受の権原、強制・任意の別等）

入域料の収受に関して、収受に当たっての法律上の根拠やその徴収が強制であるか、任意であるか等を記載するものとする。

なお、協力金等の任意の拠出を求める以外の方法で入域料を徴収しようとする場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）や地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、地方公共団体が別途条例を定め、分担金や法定外目的税等としてこれを行う必要があるため、当該条例の規定等について明示する必要がある。

ii 収受する金額

入域料の額については、幅広い関係者や利用者の理解を得ることが重要であることから、具体的な金額の根拠とともに記載することとする。また、子供に対する額の設定等がある場合には、その内容を記載する。

その他、額の設定については、基本方針第1-4(2)を参照されたい。

iii 入域料の収受の主体（地方公共団体から委託された者を含む）

入域料の収受の主体は、地域計画を策定する都道府県又は市町村のほか、当該都道府県又は市町村からの委託等によって他の主体が実施することも考えられることから、できる限り具体的に記載する必要がある。

iv 徴収の対象とする者及び徴収の対象から除外する者

入域料の徴収の対象とする者は、地域自然環境保全等事業を実施する地域自然資産区域に立ち入る利用者であり、できる限り具体的に要件を記載する必要がある。

その他、徴収の対象については、基本方針第1-4(4)を参照されたい。なお、該当箇所の中で、「同区域の土地や施設の管理のために区域内に立ち入ることが必要と認められる者」には、例えば、関係行政機関等土地や施設等の管理者（管理及び事業を請け負う者を含む）が挙げられる。

v 収受の方法（収受を行う場所、収受の方法、配慮事項等）

入域料の収受の方法については、収受を行う場所等を含め、立地や自然条件、利用形態等の地域の実情を踏まえ、公平性、利用者の利便性、効率的な実施に十分配慮し、その内容をできる限り具体的に記載する必要がある。また、収受に要する経費が過大にならないよう留意し、その妥当性についても説明することが望ましい。

その他、収受の方法については、基本方針第1-4(3)を参照されたい。

なお、周辺の道路交通に影響を与えるおそれのある場合は、地域計画を作成する段階において、協議会への参画を含め、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、交通施設の管理者や公共交通機関、関係都道府県公安委員会と調整を図る必要がある。

vi 入域料に関する合意形成・周知の方法（体制、配慮事項等）

入域料の検討に当たっては、当該地域の自然環境の保全や利用に係る、国の関係行政機関、関係地方公共団体、利害関係者等の多様な主体が参画する協議会を設置する等、透明性や公平性を確保しつつ多角的な視点から検討を行うことにより合意形成を図る必要があり、その内容をできる限り具体的に記載する必要がある。

i から v 及び前段に掲げる事項のほか、基本方針第1-4(5)を参照の上、必要に応じて地域計画にできる限り具体的に記載することが望ましい。

(2) 自然環境トラスト活動促進事業を実施する場合

① 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域

自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域は、事業の内容と目的に応じて適切な範囲を設定することとする。よって、ただ単に自然環境トラスト活動が実施されている区域を設定するものではなく、その活動には自然環境トラスト活動促進事業という都道府県又は市町村の関与が求められる。

区域は、自然環境トラスト活動を既に行っている区域や行うことが決まっている予定地に加え、土地の所有者等との調整段階ではあるものの、土地の取得等の方向性が決まっている地域等、状況に応じて取得される可能性のある場所を含めることも可能である。ただし、土地所有者等との調整が遺漏なく行われることを確認する必要があることから、可能な限り、地図や地番等によって範囲を明確にすることが望ましい。

② 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動の内容

i 目的及び方針（活動の背景と目的、保全や利用を行う自然環境等）

自然環境トラスト活動は、寄附金等により土地の取得を行うものであることから、当該活動を実施する背景と目的を明らかにし、地域の関係者（土地の所有者等、関係住民、関係事業者、関係行政機関等）や資金の拠出者、地域住民等に対して明確に示す必要がある。また、資金の使途についての透明性を確保する観点から、対象とする自然環境等について保全と利用に関する方針等をできる限り具体的に明示することとする。

ii 実施主体（一般社団法人等、都道府県又は市町村）

活動の実施主体は、主には一般社団法人等、都道府県又は市町村が単独でなることが想定されるが、一般社団法人等、都道府県及び市町村が連携して活動を行う場合は、具体的な役割分担と連携方法についても、記載することとする。

なお、法第4条第3項の規定により、地域計画を作成しようとする場合において、一般社団法人等の民間団体が行う自然環境トラスト活動に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめその者の同意を得なければならないとしている。都道府県又は市町村が行う自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動について地域計画に位置づけるものであることから、自然環境トラスト活動の実施主体と都道府県又は市町村は十分に連携を図る必要があり、事前の調整・同意取得が必須となる。

iii 土地の取得等に関する事項

法第2条第2項第1号及び施行規則第3条第1号に規定される土地の取得又は土地の使用を目的とする権利の取得等、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進のための当該土地の保持に係る方法を記載する。また、寄附金等の使途の透明性確保及び公益性の堅持の観点から、土地の取得等を行う区域の範囲及びその年次計画を可能な限り具体的に記載することとする。

iv 土地の取得等以外の活動の内容

施行規則第3条第2号に規定される取得した土地や使用を目的とする権利等を取得した土地における土地の維持管理、調査研究、自然再生、環境教育、エコツーリズム等、当該土地で自然環境トラスト活動として行う活動の内容、実施方法、実施区域、年次計画について可能な限り具体的に記載することとする。また、活動実施に際しての自然環境保全上の配慮事項や土地所有者等の地域の関係者への配慮事項等も明らかにすることが重要である。

そのうち、土地の維持管理については、継続性が重要であることから、その実施体制や経費調達についても具体的な検討が必要である。

また、環境教育やエコツーリズム等において、自然環境トラスト活動地を公開する場合においては、事前に関係者や地域住民等と十分合意形成を図った上で、公開や利用の方法、自然環境を損なわないための配慮事項を記載することが望ましい。

③ 自然環境トラスト活動促進事業の内容

自然環境トラスト活動との効果的な連携を図ることが重要であることから、事業の目的、事業内容、年次計画について、可能な限り具体的に記載するとともに、自然環境トラスト活動の実施主体との連携方法や配慮事項等も記載する。なお、自然環境トラスト活動は土地の寄附や土地の取得等が伴うことから、不動産税や固定資産税の軽減措置等、税制上での支援は自然環境トラスト活動を促進する有効な方法であることに留意が必要である。

④ 計画期間

自然環境トラスト活動で取得した土地は、土地の取得のみによってその目標が達成されるわけではなく、取得した土地を他の目的のために売却又は譲渡することなく保持し、維持管理を継続していくことが重要である。その恒久性を考慮し、計画期間について、短期間を設定するのではなく、地域計画の目標である自然環境の保全と持続可能な利用を推進するために適切な期間を定める必要がある。一定程度の期間を設定した上で、実施状況等について、定期的に点検を行い、必要に応じて内容の変更を行う等柔軟な対応を行っていくことも可能とする。

(3) 共通事項

① 合意形成に関する事項（合意形成の手法、協議会の有無・体制、配慮事項等）

地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動の内容について、土地所有者等の地域の関係者との合意形成の手法について明示することとする。

法第5条に規定されている協議会が組織されている場合は、協議会の組織や構成員、運営の方法等について明らかにするとともに、透明性の確保、情報の共有や活動の見直し・評価等の方法、協議会に参画しない関係者との調整の方法など、必要な配慮事項を記載するものとする。

協議会が組織されていない場合には、合意形成を図るべき土地の所有者等の地域の関係者の範囲と具体的な合意形成の方法について明らかにするとともに、上記の配慮事項について特に留意して記載する必要がある。

② 自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動

地域計画に位置づけられる地域自然環境保全等事業並びに自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動及び自然環境トラスト活動促進事業の内容に、法第6条から第9条までに規定する特例措置の対象となる自然公園法等の各法律の許可や届出等を必要とする活動が含まれる場合に、各法律に定められた行為の種類等の該当を明示して記載するものとする。

なお、記載された活動については、各法律の目的に鑑み、各種法令等で定められている許可基準等に則して支障の有無等が判断されるほか、地域計画の作成の段階でこれら特例措置の対象となり得る活動の内容が十分に具体化していない場合には、活動が具体化した段階で各法律に基づいて許可申請や届出等の手続が必要となることから、記載内

容については、事前に地方環境事務所や都道府県の担当部局等と十分に調整を行う必要がある。

3 地域計画の案の作成についての提案（法第4条第4項及び第5項関係）

(1) 土地所有者等及び一般社団法人等による提案

土地所有者等（土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権を有する者をいう。以下同じ。）及び自然環境トラスト活動を行おうとする一般社団法人等は、当該土地や当該活動を行おうとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該区域に係る地域計画の案の作成について提案することができることとした。

これは、民間の資金を活用して自然環境の保全と持続可能な利用を推進することを目的とする法の趣旨に鑑み、土地所有者等及び一般社団法人等が事業内容を検討し、これを都道府県又は市町村に提案する民間発意による計画作成の手続を整備したものである。

(2) 都道府県又は市町村による地域計画作成の必要性の検討

提案を受けた都道府県又は市町村は、提案を踏まえた地域計画を作成する必要がないと判断した場合は、その旨及びその理由について、提案者に通知するよう努めなければならない。

これは、提案を受けた都道府県又は市町村において十分な検討に付されることを担保し、また、提案が地域計画の作成に反映されない場合に、提案者が提案内容を改善することにより、地域計画の作成に向けた前向きな調整が行われるように、対応の内容を明らかにすることを求めたものである。

また、幅広い提案者からの提案の中には、自然公園法等の規定を逸脱し自然環境の保全と持続可能な利用を推進という法目的に沿わない活動や外来生物の不適切な導入など生物多様性の保全の趣旨に反する活動、土地所有者や管理者等の同意・了解が得られない見込みがないなど実現可能性が極めて低い活動等が含まれる場合もある。このような提案を受けた場合には、地域計画案を作成できない理由を、都道府県又は市町村が提案者に対して明確に伝達することにより、本法に対する正しい理解を促すよう努めることが望ましい。

4 地域計画の作成に係る環境大臣又は都道府県知事への協議（法第4条第6項、第7項及び第11項関係）

地域計画には、国立公園等における木竹の伐採等の許可等を必要とする行為を含むことがある。このため、活動を円滑に実施するため、地域計画に位置づけられた行為について、都道府県又は市町村が一括して許可等を受けることができる規定を設けたものである。

法第4条第6項及び第7項において、都道府県又は市町村は、地域計画を作成しようとする場合において、国立公園等の区域内において規制対象となる行為が含まれるときには、当該行為について許可等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議しなければならないこととし、法第6条から第9条までの規定に基づき、協議等の手続を行った地域計画に従って行う行為については許可等があったものとみなす特例を設けた（第6を参照）。

なお、地域計画の作成の段階でこれらの特例措置の対象となり得る事業の内容が十分に具体化していない場合には、活動が具体化した段階で各法律に基づいて許可申請や届出等の手続が必要となるほか、地域計画を変更する場合には、国立公園等において許可等を要

する行為に係る変更がなくとも、再度、環境大臣又は都道府県知事に協議が必要となることについて留意されたい。

(1) 環境大臣への協議

都道府県又は市町村は、地域計画を作成しようとする場合において、当該地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動の内容に以下の行為を含む場合には、当該事項について、環境省関係施行規則第1条で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、次のア、イ、エ、カに該当する場合にはその同意を得なければならない。

ア 自然公園法に規定する国立公園の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は同法第33条第1項の規定による届出を要するもの

イ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項若しくは第27条第3項の許可又は同法第28条第1項の届出を要する行為

ウ 自然環境保全法第30条において読み替えて準用する同法第21条第1項後段（同法第25条第4項又は第27条第3項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

エ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第37条第4項の許可又は同法第39条第1項の届出を要する行為

オ 種の保存法第54条第2項（同法第37条第4項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

カ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第29条第7項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの

① 協議の様式及び必要な書類

協議書は様式1によることとし、活動計画及び必要な書類又は図面を添えるものとする。活動計画を変更する場合の協議については様式1に準ずるものとする。

また、環境省関係施行規則第1条第2項で規定される「環境大臣が必要と認める書類又は図面」とは、自然公園法等それぞれの法律に基づく許可等の手続に必要な書類又は図面を想定している。これは、当該協議を受けた際、環境大臣は自然公園法等それぞれの法益の観点から、各法令等で定められている許可基準等に即して、当該協議に係る行為による支障の有無等を判断することから、判断に必要な情報を得ることを意図したものである。なお、審査に支障のない範囲で、各法令で定められている書類又は図面を省略することが可能である。

② 協議書の提出先

協議に係る行為の実施場所を管轄する環境省自然保護官事務所に提出する。

地域計画が複数の自然保護官事務所の管内にまたがる場合には、主たる行為が行われる場所を管轄する自然保護官事務所に提出する。

③ 都道府県知事への通知及び意見照会

- i 協議に係る行為が国立公園内で実施される場合であって、自然公園法に基づき、行為の許可等の権限が都道府県知事に法定受託されている行為を含む場合には、当該協議の同意に先立って地方環境事務所長から都道府県知事に対する意見照会を行う必要がある旨の申出が当該都道府県知事からあったときは、個々の協議の受理後、当該都道府県知事に様式2により意見照会を行うものとする。
- ii iの申出の有無にかかわらず、協議書の内容及び当該協議の結果について環境大臣から都道府県知事へ通知するものとする。

(2) 都道府県知事への協議

市町村は、地域計画を作成しようとする場合において、当該地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動の内容に以下の行為を含む場合には、当該事項について、環境省関係施行規則第2条で定めるところにより、あらかじめ、それぞれア及びイに定める都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

ただし、当該都道府県と共同して地域計画を作成しようとする場合は、この限りではない。

市町村より協議を受けた際には、自然公園法等それぞれの法益の観点から、各法令等で定められている許可基準等に即して、当該協議に係る行為による支障の有無等を判断し、調整を行われたい。

ア 自然公園法に規定する国定公園の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は同法第33条第1項の規定による届出を要するもの 当該国定公園に係る都道府県知事

イ 鳥獣保護管理法第29条第7項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの 当該都道府県指定特別保護地区に係る都道府県知事

① 協議の様式及び必要な書類

協議に当たっては、協議書に当該協議に係る地域計画及び環境省関係施行規則第2条に掲げる書類又は図面を添えるものとする。

環境省関係施行規則第2条第1項で規定される「法第4条第7項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類」は、当該地域計画と法第4条第7項各号に該当する行為との関連を明らかにするためのものである。

また、環境省関係施行規則第2条第2項で規定される「必要と認める書類又は図面」とは、都道府県知事が当該協議を受けた際、自然公園法等それぞれの法益の観点から審査を行う上で必要となる、自然公園法等それぞれの法律に基づく許可等の手続に必要な書類又は図面を想定している。

協議については、様式1を参考にされたい。その際、審査に支障のない範囲で、各法令で定められている書類又は図面を省略することが可能である。

(3) 処分権限のまたがる地域計画の取扱い

地域計画に、法第4条第6項に基づく環境大臣への協議を必要とする行為と、同条第7項に基づく都道府県知事への協議を必要とする行為の双方を含む場合には、それぞれ

に対して協議書を提出するものとする。

5 自然環境トラスト活動を行う区域における公共施設等の管理者等への協議（法第4条第8項関係）

地域計画において、自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域として定めようとする区域には、既に土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号の一部の施設又は林道等の公共施設として使用されている、又は使用される予定となっている土地が含まれる場合がある。このような場合において、当該施設の管理者やそれに代わる者に対し、予め協議することを規定するものであり、公益性を有する2つの事業の円滑な実施を図る趣旨によるものである。

なお、協議を行う公共施設については、施行規則第4条第1項第1号及び第2号に規定しており、協議を行う者については、同条第2項第1号及び第2号に規定している。そのうち、同項第2号については、同条第1項第1号に掲げる施設の用に供されることが予定されている場合について記載しているが、現に整備されていない施設を管理する者について想定することが難しいことから、関連法令に基づき当該施設が設置される予定の区域を指定した者又は管理する者を協議先として定めたものである。

都道府県又は市町村は、地域計画を作成する際には、その対象の区域とこれらの公共施設に供する土地又は供される予定の土地が重なっていないか予め、十分に確認することが必要である。

6 土地所有者等への協議（法第4条第9項関係）

都道府県又は市町村は、地域計画を作成しようとするときは、当該地域計画に記載しようとする事項について、法第5条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には土地の所有者等その他の環境省令・文部科学省令で定める者に協議をしなければならないとしている（ただし、協議先が重複しないよう法第4条第8項において事前の協議先として規定される自然環境トラスト活動を行う区域における公共施設等の管理者等は除く。）。

このうち、協議会を設置しない場合においては、施行規則第5条に定める以下に協議をしなくてはならないとしている。

①土地の所有者等

②関係事業者、関係行政機関その他都道府県又は市町村が必要と認める者

協議においては、協議会における合意形成に代わる土地の所有者等、関係事業者、関係行政機関との協議を始めとする多様な関係者による丁寧な合意形成、透明性の確保、情報の共有や活動の見直し、評価に係る継続的な協議が必要となる。

7 地域計画の公表（法第4条第10項関係）

都道府県又は市町村は、地域計画を作成した場合には、遅滞なく、当該地域計画を公表するよう努めなければならない。

これは、国又は関係する地方公共団体（地域計画の作成主体が市町村である場合には都道府県、作成主体が都道府県である場合には当該計画の区域に含まれる市町村を含む）による地域自然環境保全等事業又は自然環境トラスト活動促進事業への協力を促進し、また、

地域における事業に対する理解を深め、新たな主体の参加や支援につながることを期待する趣旨によるものである。

なお、公表に当たっては、インターネットなども活用し、広く周知に努めるとともに、公表した旨を国又は関係する地方公共団体に連絡することが望ましい。

第4 協議会（法第5条関係）

（1）協議会の設置

都道府県又は市町村が地域計画を作成するに当たっては、幅広い関係者の意見を聴き、共通のビジョンとして合意形成を図ることが重要であることから、地域計画の作成及び地域計画の実施に係る連絡調整を行う場として、協議会を設置することができることとした。

協議会を設置しない場合であっても、土地の所有者等、関係事業者、関係行政機関との協議を始めとする合意形成は不可欠であることから、協議会を設置して行うことが本法の運用にあたっての有効な手段である。

（2）協議会の構成員

協議会の構成員は、法第5条第2項の規定に基づき、地域計画を作成しようとする都道府県又は市町村、地域計画に記載しようとする自然環境トラスト活動を行うと見込まれる一般社団法人等のほか、土地の所有者等、関係住民、関係事業者、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県又は市町村が必要と認める者により構成することとする。

以下、基本方針に定めるとおり、地域計画に定める入域料の収受や自然環境トラスト活動等は土地の財産権に深く関わることから、土地の所有者等は、協議会の構成員として含めることを基本とし、地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動と密接な関係を有する関係行政機関、関係事業者についても特に協議会への参画を求めることが望まれる。

- ・土地の所有者等とは、土地や木竹の所有者のほか、地上権や貸借権等、所有者との契約によってこれらを使用し又は収益する権利、漁業権又は入漁権を有している者をいう。
- ・関係住民とは、地域自然資産区域及びその周辺の住民をいう。
- ・関係事業者とは、地域自然資産区域及びその周辺で、歩道等の整備・管理を行う事業者、自然環境保全活動等を行う特定非営利活動法人等、農林漁業等の収益事業活動を行っている者等をいう。
- ・関係行政機関とは、国立公園が含まれる場合は環境省、国定公園の場合は都道府県、国有林野や記念物に係る名勝地・公共施設等関係省庁・地方公共団体が所管・管理している土地や施設、木竹等が含まれる場合は、当該省庁や地方公共団体をいう。

そのほか、協議会には地域計画の作成主体以外の関係都道府県又は市町村、学識経験者、当該地域を利用する山岳団体等の利用関係者等、保護と持続可能な利用に関する幅広い関係者が参画することが望まれる。

（3）協議会の運営等

協議は関係者による合意の形成を基本とし、協議会の総意の下、公正かつ適正な運営を図ることが望まれ、原則として公開を前提とし、透明性を確保する必要がある。情報の公開にあたっては、都道府県や市町村のウェブサイトや広報媒体のほか、地域の関係者や住民、あるいは費用を負担する可能性のある国民一般に対して広く周知することを念頭に、効果的な方法を柔軟に検討することが望まれる。

協議会の事務局は都道府県又は市町村の自然保護担当部局等が務めることが想定されるが、協議会に参加を求めべき関係者や事前に協議をするべき関係者が多岐にわたることから、都道府県又は市町村の内部でも各担当部局が連携して、事務レベルの情報交換や事前の調整が図られることが望まれる。また、関連法の特例に係る事項を地域計画に記載しようとする場合や、土地所有者等との協議を行う場合であっても、協議会の場での協議と合わせて、事務レベルの情報交換や事前の調整が図られていることが協議会の円滑な運営に資するものである。

第5 関連法の特例（法第6条から第9条まで関係）

都道府県又は市町村が作成する地域計画に従って実施される地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動に、自然公園法等に基づく許可等を要する行為を含む場合には、当該許可等の権限を有する者が一括して審査等を行う仕組みを設けることによって（第4を参照）、当該地域計画に基づく活動については個別法に基づく許可等がなされたものとみなす特例を措置したものである。当該地域計画の協議に際しての留意事項については、第3の4を参照されたい。

なお、地域計画の特例に係る行為について協議を行った場合であっても、地域計画に記載した実施場所、実施方法と異なる行為を行った場合には、自然公園法等の個別の法律に基づく処分の対象となる可能性があることについて注意が必要である。

1 自然公園法の特例の対象

- ・自然公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の規定による許可を要する行為
- ・自然公園法第33条第1項の規定による届出を要する行為

2 自然環境保全法の特例の対象

- ・自然環境保全法第25条第4項若しくは第27条第3項の規定による許可を要する行為
- ・自然環境保全法第28条第1項の規定による届出を要する行為
- ・自然環境保全法第30条において読み替えて準用する同法第21条第1項後段（同法第25条第4項又は第27条第3項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例

- ・種の保存法第37条第4項の規定による許可を要する行為
- ・種の保存法第39条第1項の規定による届出を要する行為
- ・種の保存法第54条第2項（同法第37条第4項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例

- ・鳥獣保護管理法第29条第7項の規定による許可を要する行為

第6 自然環境トラスト活動基金（法第10条関係）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条に基づき、都道府県又は市町村は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされている。

本規定は、都道府県又は市町村は、自然環境トラスト活動促進事業等に充てることを目的とし自然環境トラスト活動基金を設けることが可能である旨を明示しているものである。

その他、自然環境トラスト活動基金の基本的な考え方については基本方針第2を参照されたい。

第7 国の援助（法第11条関係）

国は、都道府県又は市町村による地域計画作成に当たっての助言、地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動を行っている又は行おうとしている地域の情報収集や情報交換の場の設置等により、地方公共団体への援助を行うよう努めることとしている。

なお、自然環境トラスト活動の促進のため、公益目的事業に対するみなし譲渡課税への優遇措置等税に係る既存の制度のより円滑かつ効果的な活用が図られるよう、自然環境トラスト活動を行う一般社団法人等向けの手引きの作成を予定している。

第8 権限の委任（法第14条関係）

地域計画に基づく行為について特例措置が適用される法律のうち、自然公園法に基づく許可等に係る環境大臣の権限の一部を地方環境事務所長へ委任している。このため、環境省関係施行規則第3条の規定により、法における規制の特例に係る行為を含む地域計画の協議等についての環境大臣の権限も、同様に地方環境事務所長に委任することとした。

(別紙)

協議に係る 地域計画の名称		
協 議 に 係 る 行 為	行為の種類	
	行為の目的	
	実施主体	
	実施場所	
	行為地及びその 付近の状況	
	実施時期	
	実施方法	
備 考		

(備考)

1. 添付書類・図面

- (1) 協議に係る地域計画
- (2) 協議に係る行為の場所を明らかにした縮尺 1/25,000 以上の地形図
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面等

2. 注意

- (1) 当該地域計画のうち「協議に係る行為」について、当該行為の種類毎に各項目を記入する。その際、必要に応じて、表を追加すること。
- (2) 「行為の種類」欄には、別表に掲げる「地種区分」及び「行為の種類」欄の該当する内容を記入すること。
- (3) 「行為の目的」欄には、当該地域自然環境保全等事業又は自然環境トラスト活動における当該行為の位置付け及び必要性を簡潔に記入すること。
- (4) 「実施主体」欄には、当該地域計画に実施主体として位置付けられた者のうち当該行為を行う者の氏名及び住所（団体にあつては、名称、住所及び代表者の氏名）を記入すること。
- (5) 「実施場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (6) 「行為地及び付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を記入すること。
- (7) 「実施方法」欄には、行為の種類に応じて、別表に掲げる「記入項目」欄の項目について記入すること。
- (8) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可、その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び協議者が土地所有者と異なる場合は、土地の所有者の諾否又はその見込み

別表

法	地域区分	行為の種類	記入項目
自然公園法	自然公園 (特別地域)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、関連行為の概要、伐採跡地の取扱
		高山植物等(木竹、木竹以外の植物)の採取(損傷)	採取(損傷)物の種類、採取(損傷)物の数量、採取(損傷)方法、関連行為の概要
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		水位(水量)に増減を及ぼす行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(量、時期を含む)
		汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
		広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
		物の集積(貯蔵)	集積(貯蔵)物の種類、集積(貯蔵)方法、土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ、関連行為の概要、集積(貯蔵)設備
		水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
		土地の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
		植物の植栽(播種)	植栽(播種)する植物の種類、植栽(播種)面積、植栽(播種)数量、植栽(播種)方法、管理方法、関連行為の概要
		動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))	動物(卵)の種類、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、関連行為の概要
		動物の放出(家畜の放牧を含む)	動物(家畜)の種類、動物(家畜)の数量、管理方法
		自	自然公園
指定区域内への立入り	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間、立ち入る経路又は範囲、立ち入る方法		
車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)	車馬(動力船、航空機)の種類及び数、使用(着陸)範囲及び面積、使用(着陸)方法		
	自然公園	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩

自然公園法	(特別保護地区)		彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、関連行為の概要、伐採跡地の取扱
		高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)	採取(損傷)物の種類、採取(損傷)物の数量、採取(損傷)方法、関連行為の概要
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		水位(水量)に増減を及ぼす行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(量、時期を含む)
		汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
		広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
		物の集積(貯蔵)	集積(貯蔵)物の種類、集積(貯蔵)方法、土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ、関連行為の概要、集積(貯蔵)設備
		水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
		土地の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
		(木竹以外の)植物の植栽(播種)	植栽(播種)する植物の種類、植栽(播種)面積、植栽(播種)数量、植栽(播種)方法、管理方法、関連行為の概要
		動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))	動物(卵)の種類、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、関連行為の概要
		動物の放出(家畜の放牧を含む)	動物(家畜)の種類、動物(家畜)の数量、管理方法
		工作物等の色彩変更	色彩を変更する工作物、色彩を変更する箇所、現在の色彩、変更後の色彩
		指定区域内への立入り	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間、立ち入る経路又は範囲、立ち入る方法
		車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)	車馬(動力船、航空機)の種類及び数、使用(着陸)範囲及び面積、使用(着陸)方法
		木竹の植栽	植栽種別、植栽面積、植栽樹種、樹齢、植栽数量、管理方法、関連行為の概要
		火入(たき火)	火入れ(たき火)の及ぶ範囲、設備、火入れ(たき火)後の取扱
		自然公園(海域公園)	工作物の新(改、増)築

公園法	地区)	鉱物の掘採（土石の採取）	鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、土地の形状を変更する面積、掘採（採取）後の土地の形状、関連行為の概要、掘採（採取）跡地の取扱
		汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
		広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
		水面の埋立（干拓）	埋立（干拓）面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立（干拓）後の取扱
		海底の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
		動力船の使用	動力船の種類及び数、使用範囲及び面積、使用方法
		動物の捕獲（殺傷）（植物の採取（損傷））	動物（植物）の種類、捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量、捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の方法
		物の係留	物の種類、占有する海面の面積、係留施設、係留方法
自然公園（普通地域）	自然公園（普通地域）	工作物の新（改、増）築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		水位（水量）に増減を及ぼす行為	水位（水量）の増減の及ぶ範囲、水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等、水位（水量）の増減の内容（量、時期を含む）
		広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
		水面の埋立（干拓）	埋立（干拓）面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立（干拓）後の取扱
		鉱物の掘採（土石の採取）	鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、土地の形状を変更する面積、掘採（採取）後の土地の形状、関連行為の概要、掘採（採取）跡地の取扱
		土地（海底）の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
自然環境保全法	自然環境保全地域（特別地区）	工作物の新（改、増）築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要、変更後の取扱
		鉱物の掘採（土石の採取）	鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、土地の形質を変更する面積、掘採（採取）後の土地の形質、関連行為の概要、掘採（採取）跡地の取扱
		埋立、干拓	埋立（干拓）面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立（干拓）後の取扱
		水位（水量）に増減を及ぼさせる行為	水位（水量）の増減の原因となる行為、水位（水量）の増減の及ぶ範囲、水位（水量）の増減を及ぼす時期及び量
自然		木竹の伐採	林況（林種、樹種、林齢、森林面積、総蓄積）、施行方法（伐採種別、

環境保全法			伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積、伐採材積歩合、伐採設備、伐採跡地の取扱
		木竹の損傷	損傷物の種類、数量、方法
		車馬、動力船の使用、航空機の着陸	立ち入らせるものの種類及び数、立ち入らせる範囲及び面積、立ち入らせる方法
		植物の植栽、播種	面積、種類、数量、方法、管理方法
		汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
		動物の放出(家畜の放牧を含む)	放牧面積、家畜の種類及び頭数、関連行為の概要、放牧設備、放牧時期、管理方法
自然環境保全地域 (海域特別地区)		工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		海底の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要、変更後の取扱
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形質を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形質、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷	動物(卵)の種類、捕獲又は殺傷(採取又は損傷)物の数量、方法
		物の係留	物の種類、占有する海面の面積、係留設備、係留方法
		動力船の使用	立ち入らせるものの種類及び数、立ち入らせる範囲及び面積、立ち入らせる方法
自然環境保全地域 (普通地区)		工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要、変更後の取扱
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形質を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形質、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
		水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の原因となる行為、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量
種の保存	生息地等保護区 (管理地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、影響軽減の方法
		土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、関連行為の概要、変更後の取扱
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、採取量、掘採(採取)設備、土地形状の

法		取)	変更面積、関連行為の概要、影響軽減の方法
		埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
		水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量、水位(水量)の増減の原因となる行為、設備、影響軽減の方法
		木竹の伐採	伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積、伐採設備、影響軽減の方法
		野生動植物種等の捕獲等	捕獲等をする物の種類、数量、捕獲等の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
		汚水等の排出	汚水等の水質、排出の時期・量、排水方法(排水設備の概要)、影響軽減の方法
		車馬、動力船の使用、航空機の着陸	車馬(動力船・航空機)の種類及び数、使用(着陸)の範囲及び面積、使用(着陸)方法
		動植物種の持込み等	持込み等をする物の種類、数量、持込み等の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
		指定物質の散布	散布をする物の種類、数量、散布の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
		火入れ・たき火	火入れ(たき火)の及ぶ範囲、設備、関連行為の概要、影響軽減の方法
		指定方法による観察	観察の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
生息地等保護区 (監視地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、影響軽減の方法	
	土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、関連行為の概要、変更後の取扱	
	鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、採掘(採取)量、掘採(採取)設備、土地形状の変更面積、関連行為の概要、影響軽減の方法	
	埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法	
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量、水位(水量)の増減の原因となる行為、設備、影響軽減の方法	
鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区 (特別保護地区)	建築物その他の工作物の新(改、増)築	規模、構造、工事の方法、行為の過程、関連行為の概要
		木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、関連行為の概要、伐採跡地の取扱
		水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱

様式 2

文書番号
発出年月日

都道府県知事 殿

〇〇地方環境事務所長
(〇〇自然環境事務所長)

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進
に関する法律第 4 条第 6 項の規定に基づく協議について

〇〇（都道府県名又は市町村名）より、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第 4 条第 6 項の規定に基づく地域計画に係る協議があったので、貴殿の意見を求めます。

(備考)

- ・協議書類及び図面一式